

8/22 11時

副 本

写

調 停 申 立 書

平成 2 3 年 1 2 月 7 日

横須賀簡易裁判所 御中

申立人代理人弁護士 滝 沢 信  
同 樋 口 貴 之



〒 2 9 7 - 0 0 2 9 千葉県茂原市高師 1 5 5 - 1 0

申 立 人 株 式 会 社 ユ ニ 設 計  
上 記 代 表 者 代 表 取 締 役 高 山 練 正

〒 2 6 0 - 0 0 1 3 千葉市中央区中央 3 - 4 - 8 コーノスビル 5 階  
藤井・滝沢綜合法律事務所 (送達場所)

TEL 043-222-1831 FAX 043-222-1832

上 記 申 立 人 代 理 人 弁 護 士 滝 沢 信  
同 樋 口 貴 之

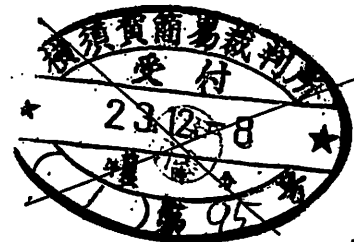
〒 2 4 9 - 8 6 8 6 神奈川県逗子市逗子 5 - 2 - 1 6

相 手 方 逗 子 市  
上 記 代 表 者 市 長 平 井 竜 一

損害賠償請求調停申立事件

訴訟物の価額 2800万円

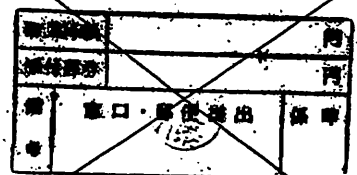
貼用印紙額 4万6600円



誤捺捺消

第 1 申立の趣旨

相手方は、申立人に対して、金 2 8 0 0 万円を支払う  
との調停を求める。



誤捺捺消

## 第2 申立の実情

### 1 当事者

- (1) 申立人は、宅地開発業務に関する調査、測量、設計、施工及び監理を主たる目的とした株式会社である。
- (2) 相手方代表者市長は、相手方の市街化調整区域における公共施設の管理者である（都市計画法（以下「法」という。）32条）。
- (3) 宗教法人本化妙宗聯盟（以下「本化妙宗聯盟」という。）は、後述する本件霊園を開発する事業者である。

有限会社ヤサカとは、従前、後述する本件霊園を開発していた事業者であって、平成22年8月12日、本件霊園を開発する事業者たる地位を、本化妙宗聯盟に承継した。

株式会社グリーン計画とは、霊園開発を主たる業務とする株式会社である。

### 2 申立人の業務

#### (1) 設計業務請負契約の締結

申立人は、平成22年8月1日、株式会社グリーン計画と、仮称湘南メモリアル『鷹取の郷』（以下「本件霊園」という。）の開発に関する設計監理や地方公共団体に対する申請といった業務（以下「本件業務」という。）の請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した（甲1）。本件霊園は、宗教法人本化妙宗聯盟（以下「本化妙宗聯盟」という。）が、神奈川県逗子市所在の土地に、開発する予定の霊園墓地である。

なお、甲1には「平成23年8月1日」と記載されているものの、これは、「平成22年8月1日」と記載すべきところを誤ったものである。誤記であることは、後記のように、申立人が、平成22年

9月の時点で既に本件業務を遂行していたことから明らかである。

(2) 本件請負契約業務の主たる内容

ア 申請作業及び相手方との事前協議

上記のように、本件霊園は、霊園墓地である。そのため、本件霊園を開発するにあたり、墓地、埋葬等に関する法律（以下、「墓地埋葬法」という。）第10条の神奈川県知事の許可が必要となる。さらに、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下、「墓地条例」という。）第4条1項に基づき、上記許可を取得するための事前協議も必要となる。

また、本件霊園の開発は、都市計画法上の開発行為に該当する。そのため、本件霊園の開発に関して相手方代表者市長と協議して同意を得た上で、神奈川県知事の開発行為の許可が必要となる（法32条、29条）。

申立人は、上記した各許可を取得するための申請作業や事前協議といった手続を主たる業務として、本件請負契約を締結した。

なお、甲1の「仕様書」における申立人の「業務内容」には、「2 逗子市まちづくり条例に基づく申請」と「3 逗子市良好な都市環境をつくる条例に基づく申請」、「4 逗子市景観条例に基づく申請」が含まれているものの、申立人は、本件霊園の開発がこれら3つの条例に抵触しないよう、本件業務を遂行した。そのため、申立人は、本件業務として、これら3つの条例に基づく申請をする必要がなかった。

イ 工事監理及び各申請の検査済証の取得

上記した墓地埋葬法第10条の神奈川県知事の許可及び都市計画法29条の神奈川県知事の開発行為の許可を得るための申請作業を終え、各申請に対する許可が下りると、本件霊園の開発工

事を遂行することができる。

申立人は、本件霊園の開発工事の監理をし、開発工事を終えた後、建築主事又は指定確認検査機関より、各申請の検査済証を取得する手続を進めることとなっていた。

(3) 申立人による本件業務の遂行

ア 墓地埋葬法に基づく事前協議

従前、本件霊園を開発する事業者であった有限会社ヤサカは、平成22年4月頃、鎌倉保健福祉事務所に対して、墓地埋葬法に基づき事前協議申請を行った。その後、上記のように、本化妙宗聯盟が、同年8月12日、本件霊園を開発する事業者たる地位を、有限会社ヤサカより承継した。

本件霊園の開発をするにあたり、本件霊園の経営計画の概要につき近隣住民等に対する説明会を開催し、この説明会の内容を神奈川県知事に報告しなければならない（墓地条例5条2項）。そのため、申立人は、株式会社グリーン計画と共に、近隣住民等に対して説明会を実施した（甲2）。そして、申立人は、本化妙宗聯盟の代理人として、平成22年9月20日、神奈川県知事に説明会の内容を報告した（甲2）。

なお、鎌倉保健福祉事務所は、相手方代表者市長に対する法29条の開発行為許可申請の受付を終えない限り、事前協議を終了しない意向であった。そのため、現時点で、墓地条例4条1項に基づき事前協議は、終了していない。

イ 都市計画法32条に基づく事前協議申請

(ア) 有限会社ヤサカと相手方との事前協議

有限会社ヤサカは、平成20年10月3日、本件霊園開発の前事業主として、相手方代表者市長と、本件霊園開発に関する

法32条に基づく事前協議（以下、「本件協議」という。）を行い、相手方代表者市長より同意を得た（甲3）。

（イ） 管理棟移転に伴う事前協議

有限会社ヤサカより本件霊園開発事業を承継した本化妙宗聯盟は、本件霊園を開発するにあたり、管理棟を建設する予定であった。ところが、平成22年9月頃、管理棟建設予定地が、東京電力株式会社が管理する高圧送電線の下に位置していたことが判明した。このため、東京電力株式会社は、高圧送電線の下に管理棟を建設することはできないため、本化妙宗聯盟に対して、管理棟建設予定地を変更するよう指示した。よって、本化妙宗聯盟は、本件協議の内容を変更せざるを得なくなった。

この点、法32条は、相手方市長との事前協議を規定している。もともと、相手方まちづくり課の指導に基づき、後記3つの課との各課事前協議を行う必要があった。

そのため、申立人は、本件請負契約に基づき、次のとおり、相手方各課と事前協議を行い、終了した。

①平成22年10月14日 都市整備課（甲4の1）

②平成22年10月15日 消防総務課（甲4の2）

③平成22年10月18日 河川下水道課（甲4の3）

そこで、申立人は、同月22日、本化妙宗聯盟の代理人として（甲5）、相手方代表者市長に対して、法32条に基づく同意・協議の申請を行い、同月26日、相手方に受理された（甲6）。

（ウ） 逗子市まちづくり条例規制回避に伴う事前協議

しかしながら、相手方環境都市部まちづくり次長は、本化妙宗聯盟に対して、上記事前協議申請書に記載された内容だと、

逗子市まちづくり条例に基づく規制の対象となると述べた。そこで、申立人は、逗子市まちづくり条例の規制を回避すべく、本件霊園開発事業の設計内容を変更させた。

そして、申立人は、平成23年2月21日、本件請負契約に基づき、本化妙宗聯盟の代理人として、相手方代表者市長へ、法32条に基づき、本件霊園開発事業の設計内容を変更させた事前協議申請を行い、同年3月23日、受理された（甲7）

#### (エ) 崖の高さの変更に伴う事前協議

これに対して、相手方環境都市部まちづくり次長は、本化妙宗聯盟へ、本件霊園を開発する土地内の切り土による崖の高さを2メートル以下にし、かつ、盛り土による崖の高さを1メートル以下にした上で、相手方各課と事前協議をするよう指導した。この指導の理由は、同年3月23日に受理された事前協議申請内容では、逗子市まちづくり条例の規制対象となるためである。そこで、申立人は、逗子市まちづくり条例の規制を回避するため、次のとおり、相手方各課と法32条に基づく事前協議を行い、終了した。

①平成23年3月30日 都市整備課（甲8の1）

②平成23年3月30日 河川下水道課（甲8の2）

③平成23年4月14日 消防長（甲8の3）

### 3 相手方代表者市長の事前協議申請に対する応答義務違反

#### (1) 不作為

##### ア 事前協議申請に対する応答義務

都市計画法は、市街化区域又は市街化調整区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならないと定めている（法29条）。また、開発許可

の申請をしようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得、かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により処置される公共施設を管理することとなるべき者と協議しなければならないと定めている（法32条）。さらに、開発許可について、都道府県知事は、その申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならないと定め（法35条1項）、その申請に係る開発行為が開発行為の許可の基準に適合しており、かつ、その申請の手続が法令に違反していない認めるときは、開発許可をしなければならないと定めている（法33条1項）。

これらの規定からすると、相手方代表者市長は、法32条2項の事前協議の申し出を受けた場合、遅滞なくその協議に応じなければならない義務があるものと解される（東京高裁H2.6.13判決（甲9第6頁））。

イ 相手方代表者市長が応答義務に違反していること

上記のように、本化妙宗聯盟は、平成23年2月21日、法32条に基づき、相手方代表者市長に、本件霊園の開発許可を申請するための事前協議を申請し、同年3月23日、相手方に受理された（甲7）。しかしながら、相手方代表者市長は、受理してから3ヶ月を経過した後も、本件霊園の開発許可につき同意するか否か、一切応答していない。

やむを得ず、本化妙宗聯盟が、同年6月23日に応答するよう催告したにもかかわらず（甲10）、相手方代表者市長は、現在まで、本件霊園の開発許可につき同意するか否か、一切応答していない。

したがって、相手方代表者市長が、法32条2項に事前協議申

請に対する応答義務に違反していることは明らかである。

(2) 国家賠償法上の不法行為に該当すること

相手方代表者市長は、「公共団体の公権力の行使に当る公務員」であり、法32条2項の事前協議の申請に対する応答は「職務を行うについて」に該当する。そして、上記のような相手方代表者市長が法32条2項の事前協議申請に対する応答義務に違反することは、「違法」であり、同年6月23日の催告を受けながら、一切回答しないのだから「故意」に、後述する損害を与えたといえる。

したがって、国家賠償法上の不法行為に該当する。

4 申立人の損害

(1) 請負代金の支払時期

本件請負契約において、申立人は、以下のように、株式会社グリーン計画から分割して請負代金の支払いを受ける約定となっていた(甲1)。

- ① 本件請負契約締結時に、着手金として200万円
- ② 逗子市まちづくり課との法32条の前事業者よりの承継、横須賀県土木事務所との法29条の事前協議及び鎌倉保健福祉事務所との墓地埋葬法の事前協議が全て終了し、墓地埋葬法の本申請が可能な状態に至った時に、中間金として1800万円
- ③ 横須賀県土木事務所より法29条の許可を取得し、鎌倉保健福祉事務所より墓地埋葬法の経営許可を取得し、横須賀県土木事務所より管理棟検査済証を取得した時に、最終金として1000万円

(2) 本件業務の履行不能

本件請負契約において、申立人は、本件業務を平成23年12月



末日までに履行しなければならない。

しかしながら、上記のように、相手方代表者市長が、法32条2項の事前協議申請に対する応答義務に違反している。そのため、申立人は、本件業務のうち、次の事項を履行できない。

ア 本件業務のうち②について

横須賀県土木事務所との法29条の事前協議とは、法32条の相手方代表者市長の同意を得た後、法29条の許可申請をする際に行われるものである。したがって、上記のように、法32条の相手方代表者市長の同意を得ていない以上、横須賀県土木事務所との法29条の事前協議を開始することすらできていない。

また、上記のように、鎌倉保健福祉事務所との墓地埋葬法の事前協議は、法32条の事前協議を終了し、法29条の開発行為の許可申請の受付を済ませないと、終了することができない。したがって、鎌倉保健福祉事務所との墓地埋葬法の事前協議を終了しておらず、墓地埋葬法の本申請できる状況でもない。

以上より、申立人は、現在の状況において、本件請負契約の履行期限である平成23年12月末日までに、本件業務のうち②を履行することができないといえ、中間金1800万円の支払いを受けることができない。

イ 本件業務のうち③について

横須賀県土木事務所より法29条の許可を取得するためには、横須賀県土木事務所との法29条の事前協議を終了してから約2ヶ月の期間が必要である。また、墓地埋葬法の経営許可は、法29条の経営許可を取得しなければ、下りることはない。したがって、鎌倉保健福祉事務所より墓地埋葬法の経営許可を取得するためには、少なくとも約2ヶ月の期間が必要である。

以上より、申立人は、本件業務のうち③を、本件請負契約の履行期限である平成23年12月末日までに履行することが不可能であるのだから、最終金1000万円の支払いを受けることができない。

(3) 申立人の損害

以上の事実より、申立人は、相手方代表者市長の行為により、2800万円の損害を負ったといえる。

5 結語

よって、申立人は、国家賠償法1条に基づく損害賠償請求権として、相手方に対して金2800万円の支払いを求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1 申立書副本	1 通
2 証拠説明書	2 通
3 甲号証の写し	2 通
4 訴訟委任状	1 通